電子申告 R4 Ver.18.13 (法人税 e4、給与 e2、減価 e1、申請 e2) のリリース

2019年1月のe-Tax (国税電子申告・納税システム) の改正等に対応するため、電子申告システムおよび各種電子申告更新用プログラムをバージョンアップいたします。

なお、当内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラム

■電子申告 R4

システム名	バージョン
電子申告 R4	18.13

- ※ ライセンスは前回バージョンから変更ありません。18.1 用のライセンスが必要です。
- ※ Eiボード Ver.18.10 以上の環境が必要です。(前回バージョンから変更ありません。)

■電子申告更新用

システム名	バージョン	更新の対象
法人税 R4 H30 電子申告更新用プログラム	e4	18.30 以降
給与 R4 H30 電子申告更新用プログラム ・給与・法定調書 R4 ・給与応援 R4 Premium	e2	18.10 以降
・法定調書顧問 R4	e1	
減価償却 R4 18 電子申告更新用プログラム ・減価償却 R4 18 ・減価償却応援 R4 18	e1	18.10 以降
申請・届出書 R4	e2	18.20 以降 ※

※ 申請・届出書 R4 Ver.18.20 は、同日 (1/7) ダウンロード公開予定です。

2. 日程(予定)

2019年1月7日 (月)

- ※ダウンロードマネージャー、マイページ共通の日程です。
- ※e-Tax の受付開始は、2019 年 1 月 4 日ですが、この日は弊社休業日であるため、翌営業日の 1 月 7 日公開となります。(例年どおり)

3. システムの対応内容(予定)

システムの対応予定内容は以下のとおりです。

なお、「2019 年 1 月からの e-Tax メッセージボックスのセキュリティ強化」に対する対応予定内容 については、「4. e-Tax メッセージボックスのセキュリティ強化に対する対応(予定)」にまとめ て記載します。

3-1. 平成 30 年分法定調書、給与支払報告書の対応【電子申告、給与】

平成30年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書、および給与支払報告書(個人住民税)の手続きに対応します。

3-2. 減価償却 R4 18 電子申告出力対応【減価償却、電子申告】

減価償却 R4 18 で電子申告出力に対応し、電子申告 R4 は減価償却 R4 18 のデータを取込対象に追加します。

3-3. 法人税 平成 30 年度申告対応【法人税、電子申告】

2019年1月4日(金)より、平成30年4月1日以後終了事業年度分法人税申告について、受付対象別表が拡大されますので、これに対応します。

今回の対応をもって、法人税 R4 平成 30 年度で対応している別表等は全て電子申告可能となります。

3-4. 所得税の更正の請求書(平成 30 年分以降用)の電子申告に対応【申請・届出書、電子申告】

2019年1月4日(金)より、「所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(平成30年分以降用)」の受付が開始されるため、これに対応します。

3-5. 一括処理でのメッセージ一覧表示に対応【電子申告】

- 一括処理でも「メッセージ一覧」([05.結果確認] タブ) ボタンを使用できるようにします。
- 一括処理時に [メッセージ一覧] ボタンを押すと、メッセージ一覧を開きたい納税者を選択する ことで、その納税者のメッセージ一覧画面を表示することができます。

▼一括処理時

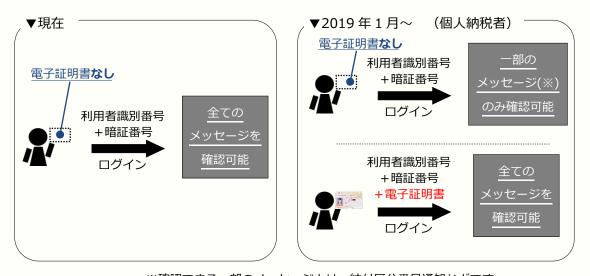


4. e-Tax メッセージボックスのセキュリティ強化に対する対応(予定)

2019年1月からの e-Tax メッセージボックスのセキュリティ強化に関して、改めてその概要とシステムの対応予定内容について記載します。

4-1. 【改正の概要】e-Tax メッセージボックスのセキュリティ強化による変更内容

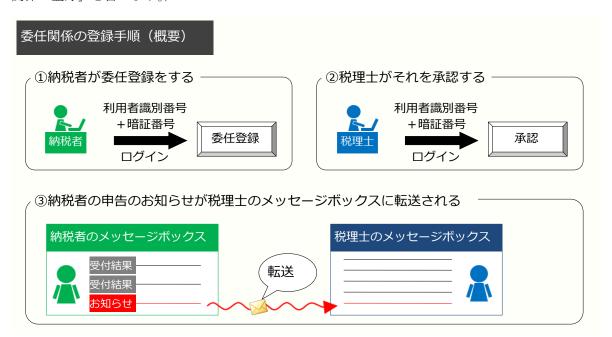
2019年1月より、セキュリティ対策の観点から、**個人納税者のメッセージボックス**(申告のお知らせや受信通知などが格納されています)を参照する際には、電子証明書による認証が必要となります。



※確認できる一部のメッセージとは、納付区分番号通知などです。
受付結果や申告のお知らせなどは電子証明書なしでは確認できなくなります。

受付結果は、代理送信した税理士宛にも発行されるため、2019年1月以降も引き続き税理士が確認できますが、「申告のお知らせ」は納税者にしか発行されないため、確認することができなくなってしまいます

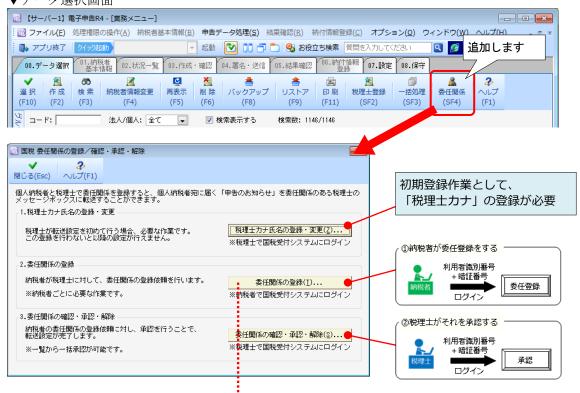
そのため、「申告のお知らせ」を税理士に転送する仕組みが新たに設けられます。(これを「委任関係の登録」と言います。)



4-2. 【システムの対応】委任関係の登録に対応

上記「①納税者が委任登録をする」、「②税理士がそれを承認する」を電子申告 R4 から行えるように対応を行います。

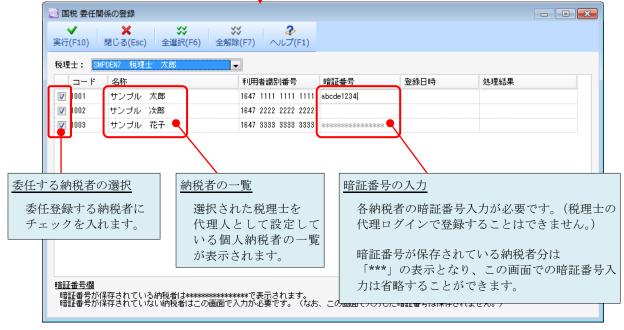
▼データ選択画面



■「2. 委任関係の登録」の処理

「2.委任関係の登録」の処理では、委任登録を行う納税者ごとにログインが必要となります。 電子申告 R4 では、個人納税者を一覧上に表示し、暗証番号を入力していただくことで、一括 登録ができるよう対応を行います。

▼国税 委任関係の登録



4-3. 【システムの対応】受付結果受信の電子証明書による認証に対応

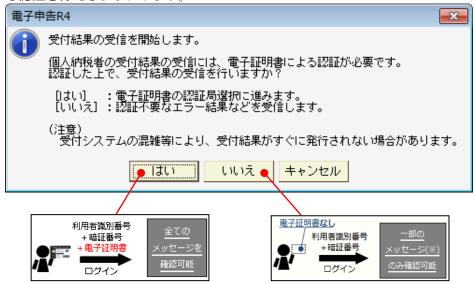
個人納税者の受付結果受信に対応するため、受付結果受信(またはメッセージ受信)の際に、電子証明書による認証を行えるようにします。

※個人納税者の申告(例えば所得税の申告)を代理送信により行った場合、受付結果は送信した 税理士と納税者の両方に発行されます。(従来どおり)

2019年1月からは、この受付結果を税理士が受信する場合にも電子証明書による認証(税理士の電子証明書を使用します)が必要です。

■送信時の受付結果受信

個人納税者の国税申告データを送信したときは、以下のメッセージを表示し、電子証明書による認証を行えるようにします。



%[メッセージー覧] 画面での [受信(F2)] や [国税受付システム接続] も同様の対応を行います。

4-4. 【制限事項】2019年1月4日以降、Ver.18.12以前のバージョンは使用しないでください

2019年1月4日以降に発行される受付結果の構成が変更となるため、Ver.18.12以前のバージョンでは、2019年1月4日以降に発行された受付結果を正しく受信することができません。必ずバージョンアップをしていただきますよう、お願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。